

守谷市教育委員会定例会会議録 令和4年3月

1 日 時 令和4年3月25日（金） 午後1時30分～午後2時25分

2 場 所 守谷市役所2階全員協議会室

3 出席者 教育長 町田 香
教育長職務代理者 河原 健
教育委員 寺田 弘
教育委員 萩谷 直美
教育委員 椎名 和良

4 欠席者 なし

5 説明のための出席者

教育部長	宇田野 信彦
参事	奈幡 正
教育部次長兼学校教育課長	小林 伸穂
生涯学習課長	福島 晶子
教育指導課長	古橋 雅文
学校給食センター所長	坂 登司男
中央図書館長	石川 みどり

6 傍聴人 なし

7 会議に付した事項

(1) 議決事項

議案第 9号 守谷市立学校産業医の選任について

議案第 10号 守谷市立小学校コミュニティースペースの使用に関する要綱
について

議案第 11号 令和4年度（令和3年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について

議案第 12号 守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について

議案第 13号 守谷市スポーツ推進員の委嘱について

議案第 14号 守谷市大野公民館長の委嘱について

議案第 15号 第四次守谷市子ども読書活動推進計画の策定について

(2) 報告事項

報告第 1 号 令和 4 年守谷市議会 3 月定例月議会について
(教育委員会所管分)

1 開会宣言	教育長	午後 1 時 30 分 開会を宣言
2 会議録署名委員の指名	教育長	本会の会議録署名人に河原委員を指名する。
3 議決事項	教育長	議案第 9 号「守谷市立学校産業医の選任について」説明を求める。
	学校教育課長	<p>本案は、令和 4 年 1 月 25 日の定例教育委員会で可決をいただきました守谷市立学校教職員労働安全衛生管理に関する規則第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、市内公立小学校に配置する産業医を選任するものです。</p> <p>来年度、教職員が 50 名以上となる黒内小学校、守谷小学校の 2 校に産業医を 1 名ずつ配置し、教職員の健康管理のほか、施設の安全点検等を行っていただきます。</p> <p>なお、黒内小学校は学校医である下村滋先生に、守谷小学校は永瀬惟先生に、令和 4 年 4 月 1 日から 1 年間の任期でお願いするものです。</p>
	河原委員	先月の定例会でも提案したが、黒内小学校や守谷小学校以外の学校でも、年に 1 度は産業医の先生による巡回があると良い。
	学校教育課長	<p>下村先生、永瀬先生には、教職員が 49 名以下の学校（以下「産業医の選任義務がない学校」という。）の巡回についても協力を依頼しましたが、永瀬先生は、住居が東京にあり、守谷市内の病院に勤務する日の昼休み時間を利用して御協力いただく状況であるため、他校の巡回までは難しいとのお話を聞いています。</p> <p>下村先生は休日を利用して他の事業所等の産業医を兼務している状況ではありますが、なるべく協力したいとのお話をいただいているので、来週以降</p>

	<p>改めて、お願ひにまいりたいと思います。</p> <p>ただ、産業医の選任義務がない学校においても、教職員の健康管理等を行うために医師の配置は必要かと思いますので、来年度以降、教育委員会所管の産業医の配置を検討したいと思います。</p>
教育長	<p>議案第9号「守谷市立学校産業医の選任について」採決する。</p>
採決結果	全員賛成可決
教育長	<p>議案第10号「守谷市立小学校コミュニティスペースの使用に関する要綱について」説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>本案は、守谷市立小学校に整備したコミュニティスペースについて、学校・家庭・地域の連携の場及び青少年の健全育成や地域団体活動の場として、地域の方々に利用していただくことに関し、必要な事項を定めるもので、併せて、既存の守谷市立守谷小学校コミュニティースペースの使用に関する要綱を廃止するものです。</p> <p>今回、郷州小学校に整備しましたコミュニティースペースにつきましては、守谷小学校に次いで2か所目（2校目）となりますが、このような学校施設の有効活用は、今後増えていくものと考えられます。そのため、どの学校にコミュニティースペースが整備されても統一したルールの下で使用できるよう、既存の要綱を廃止し、統一的使用ルールを定めた要綱を新たに制定するものです。</p> <p>なお、こうした学校施設の地域開放は、学校教育法の第137条において、学校教育上支障がないことを要件に、管理者の裁量で、社会教育、その他、公共のために利用させることができるとされています。</p> <p>それでは、要綱の内容について御説明いたします。</p> <p>要綱につきましては、第1条の趣旨から第15条の委任までの項目で構成されています。</p> <p>第1条の趣旨では、施設の目的等を定めています。</p> <p>次の、第2条では、施設の管理及び使用許可の権限の委任について定めており、施設開放に関する管</p>

理責任は教育委員会にありますが、使用許可の権限は、コミュニティースペースが整備された学校長に委ねるとしています。これは、教育活動への支障の有無などの判断は、学校長が適任だと考えられるからです。

次の第3条では、使用できる者の範囲を定めています。PTAや保護者等の学校関係者や通学区域内に住んでいる方のほか、団体、個人を問うことなく、自治会の方やまちづくり協議会の方などの利用を想定しています。そのほか、シルバーリハビリ体操や市の健康教室、選挙など、市の事業にも幅広く活用できるスペースになります。

また、第4条では、使用できる施設・備品等を定め、第5条では、施設の開放期間や時間等を規定しています。年末年始以外は休日・平日問わず午前9時から午後9時まで、教育活動に支障がなく、かつ使用の制限等に抵触しなければ、使用することができます。

なお、施設の開放時間ですが、守谷小学校では、これまで午前9時から午後10時までと定めていたところ、利用実績からは、土曜日・日曜日の利用と午後6時までの利用が多いことが分かったため、公民館の利用時間が午後9時までであることも踏まえ、開放時間を午前9時から午後9時までとしました。この時間以外の施設利用については、適当な理由があれば、学校長と教育委員会とで協議した上で許可したいと考えています。

次に第6条及び第7条で、使用に係る申請手続や許可に関する規定を、第8条から第11条にかけて、使用権の譲渡の禁止や使用の制限、禁止行為、使用許可の取消し等について定めています。

そのほか、事故が起きた際の緊急時の連絡や、施設・設備を過失により汚損した場合の損害賠償、事故の責任などを第12条から第14条にかけて規定しています。

なお、この要綱につきましては、令和4年4月1日から施行する予定です。

椎名委員

学校では、退勤時に警備システムのセットを行うが、コミュニティースペースと校舎は、別々にセット

	<p>できるのか。</p> <p>また、そのコミュニティースペースからトイレまでの間に、児童の写真等の掲示物があると悪用される恐れがあるため、掲示等は行わないように指導してほしい。</p>
学校教育課長	<p>まず、セキュリティの問題ですが、守谷小学校、郷州小学校ともに、校舎とは別に単体でセキュリティ機能を整備しています。</p> <p>また、出入りについても、校舎からではなく、直接、外から出入りできるため、警備上の安全は確保されています。</p> <p>掲示物等につきましては、学校と調整を行い、なるべく掲示しないよう指導します。</p>
参事	<p>コミュニティースペースにつきましては、学校外の者も利用するため、掲示はしていません。</p> <p>また、学びのいわゆるクラウド化により、教室における掲示物自体もこれまでと比べ半減します。</p> <p>業務の改善というだけではなく、子どもの学びの環境を整えるという視点から、作品だけではなく、子どもが読まない手紙類などは全てなくしています。来年度は、それを加速させ、子どもの作品や学びの記録も基本的には全てクラウド化し、タブレットの中で振り返ることになりますので、より一層、壁に貼られる掲示物は減ると思います。</p>
寺田委員	<p>コミュニティースペースの今後の整備計画を知りたい。</p>
学校教育課長	<p>コミュニティースペースの整備については、校舎の大規模改修工事に合わせて、学校や地域の御意見等を伺いながら進めていくことが適当かと思います。</p> <p>ただし、改修工事が当分の間実施されない学校で、地域から要望があった場合には、空き教室等の状況を確認し柔軟に対応していきたいと考えています。</p>
河原委員	<p>各学校に、このような地域住民に開放されたスペースがあることは、大変良いことだと思う。ぜひ、地域等にPRを行い、大勢の地域ボランティアや地</p>

	<p>域の人たちに幅広く利用されることを期待したい。</p> <p>また、施設管理や貸出しに係る学校側の負担や利用者の申請に係る負担を軽減させるため、申請手続や鍵の受渡し方法などについて、様々な工夫を行い、使いやすく、管理しやすい開放事業にしてほしい。</p>
学校教育課長	<p>これまで、守谷小学校では対面で申請手続を行っていたことから、郷州小学校でも同様の運用を考えていきましたが、オンライン申請ができると利用しやすいと思いますので、改めて学校と協議を行いながら、検討していきたいと思います。</p>
萩谷委員	<p>守谷小学校にあるコミュニティースペースでは、PTAの利用が多いのか、それとも地域の方の利用が多いのか。</p>
学校教育課長	<p>ひがし野町内会が毎月1回利用しているほか、PTA役員会等で適宜利用している状況です。一番多く利用しているのは、市から受託し健康体操等を行っているシルバーリハビリ指導会で、毎週木曜日に利用しています。</p> <p>休日では、午前と午後に分けて利用されており、子ども会等で利用しているケースもあります。</p>
教育長	<p>議案第10号「守谷市立小学校コミュニティースペースの使用に関する要綱について」採決する。</p>
採決結果	全員賛成可決
教育長	<p>議案第11号「令和4年度（令和3年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」説明を求める。</p>
学校教育課長	<p>本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく来年度の点検評価の実施方法を決定していただくものです。</p> <p>議案書の2ページの目的や実施方法につきましては、昨年度と大きな変更点はありませんが、令和3年度は、第三次学校教育改革プランにおける守谷型</p>

	<p>G I G Aスクール構想を進め、I C T環境下での学習活動や、学校と家庭とのデジタル連携等の取組を行ってまいりましたので、【学校教育】の（1）学校教育課・教育指導課事業に係る点検評価項目として、④番に「守谷型G I G Aスクール構想の推進」を追加しています。</p> <p>また、議案書の3ページ、【社会教育（生涯学習）】の評価項目の次に、新型コロナウイルス感染症への対応として、学校教育及び社会教育における感染症対策に関する項目を新たに設けています。</p> <p>これにより、校内の衛生環境を向上させるための対策等について、点検評価をしていただくことになります。</p>
寺田委員	<p>議案書3ページに「評価結果の報告及び公表」があるが、令和3年度（令和2年度対象）の点検評価報告書を公表した後、市民から何か意見等が寄せられたか。</p>
学校教育課長	<p>1月にホームページへ掲載しましたが、市民からの意見等は寄せられていません。</p>
教育長	<p>議案第11号「令和4年度（令和3年度対象）守谷市教育委員会「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」実施方針について」採決する。</p>
採決結果	<p>全員賛成可決</p>
教育長	<p>議案第12号「守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について」説明を求める。</p>
生涯学習課長	<p>本案は、令和4年3月31日で守谷市文化財保護審議会委員の任期が満了となるため、新たに8名を委嘱するものです。委員には、主に市の指定文化財の指定、保存及び活用に関する事項について調査審議していただき、これらの事項について教育委員会に建議する職務を担っていただきます。</p>
質疑等	<p>特になし</p>

教育長	議案第12号「守谷市文化財保護審議会委員の委嘱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第13号「守谷市スポーツ推進員の委嘱について」説明を求める。
生涯学習課長	本案は、令和4年3月31日で守谷市スポーツ推進委員の任期が満了となるため、新たに15名を委嘱するものです。委員には、主に市民のスポーツ振興のため、実技指導、スポーツ事業の運営、地域スポーツ活動のコーディネーター等の職務を担っていただきます。
寺田委員	長い期間を務めていた方が退任した場合には、表彰等はあるのか。
生涯学習課長	市に表彰の規定がありますので、対象になります。また、国や県においても、長い期間を務めていた方に対する功労者表彰がありますので、そちらにも推薦することになります。 14期目、15期目の方は、既に文部科学大臣賞などを受賞しており、また、スポーツ推進委員歴が30年以上の方は、全国の表彰も受けています。そのほかにも、委員の協議会における表彰などがあります。
教育長	議案第13号「守谷市スポーツ推進員の委嘱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第14号「守谷市大野公民館長の委嘱について」説明を求める。
生涯学習課長	本案は、令和4年3月31日で守谷市大野公民館長の任期が満了となるため、新たに委嘱をするものです。館長にはコミュニティを中心とした地域づくりに向けて、地域の中心となって、活動拠点となる

	公民館の運営を担っていただきます。
寺田委員	規則第2条に「教育長が委嘱する」とあるが、教育委員会における議決で問題ないか。
生涯学習課長	教育委員会の承認を得て教育長が委嘱することになっています。
教育長	大野公民館以外に館長を委嘱しているところはあるのか。
生涯学習課長	館長を委嘱しているところは大野公民館だけで、そのほかは、指定管理者に管理を任せています。
教育長	大野公民館は、指定管理者へ委託する予定はあるか。
生涯学習課	指定管理者制度を導入できるような施設ではないと考えています。大野公民館は老朽化が進み、閉館になるようなことがあれば、現在、公民館の設置は、中学校区に1館のため、中央公民館に統合されることも考えられます。
河原委員	実際に地域でどのように活用され、どのような働きをしているかということが、存続すべきか、統合してもよいものかを判断する上で重要であり、地域の方のコンセンサスを得て進めないといけない問題だと思う。
教育長	議案第14号「守谷市大野公民館長の委嘱について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
教育長	議案第15号「第四次守谷市子ども読書活動推進計画の策定について」説明を求める。
中央図書館長	本案は、子どもの読書活動を推進するために策定した第三次守谷市子ども読書活動推進計画が令和3年度で期間終了となることから、令和4年度から令

	<p>和8年度までの5年を計画期間とする第四次守谷市子ども読書活動推進計画を策定するものです。</p> <p>教育委員会でも、経過報告をさせていただきましたが、令和3年度は1年間かけて、3回にわたる策定委員会の実施、子どもたちや保護者、施設などに對しアンケート調査を行い、パブリックコメントを経て、最終案をまとめました。</p> <p>この計画を基に、学校等とも連携しながら、子どもたちの読書環境の更なる充実を目指し、課題や事業等に取り組む予定です。</p>
椎名委員	<p>計画案は、非常によくまとまっており、図書館の努力の跡がよく見える。</p> <p>一つだけ気になることがあり、読み書き障がい(学習障がい)により、文字を追っていけない子どもには、定規のようなものを用意していると思うが、それでも文字が読めず、読書に親しめない子どもがいるように思う。その場合は、音声で小説を聞くということも、読書に入るのか。</p>
中央図書館長	<p>この計画の28ページには、どこを読んでいるか分からなくなってしまう子どものために、定規に穴が開いているようなもので文字を追うためのリーディングトラッカーという読書補助具を配置するといったことを記載しています。</p> <p>また、今までにディスレクシア（読字障がい：文字がにじんだり、揺らいだり、鏡文字に見えてしまう）という障がいを持つ子どもが、直接図書館に来て、本を読みたいといった相談を受けたことはないですが、目の不自由な方に図書を録音したデイジーや図書を点字図書館から借りて提供するサービスを行っています。（このデイジー図書は、読むスピードを変えることができます。）</p> <p>この計画では、それについては想定していませんでしたが、貴重なご意見をいただきましたので、今後検討したいと思います。</p>
河原委員	<p>第三次計画を踏まえ、前よりもとても良い計画になっていると感心している。</p> <p>計画の実現に向けて、着実に一つひとつ事業を進</p>

	<p>めていただきたいと思う。</p> <p>こここのところコロナでいろいろな事業が滞っている。これは、やむを得ないと思うが、新型コロナウイルス感染症の感染状況も落ち着きつつあるので、工夫しながら進めてほしい。また、この計画の内容を、小中学校に十分周知してほしい。</p> <p>次に、これは教育指導課の仕事になるかもしれないが、現在、多くの学校で、G I G Aスクール構想等に学校経営の視点が向いているが、そちらばかりでなく、読書活動の推進や学校図書館の充実といったところにも少し目を向けてほしい。</p> <p>いかにも読書推進というものはアナログ的な感じがするかもしれないが、子どもたちの発達過程の中で、特に情緒的な部分や德育的な領域などに与える読書の影響は、深く大きいものだと考える。</p> <p>それについては、やはりデジタルでは補え切れないものと思うので、この新しい計画に、学校がやらなければならない役割・仕事が列記されており、ぜひ学校にも意識して取り組んでほしい。</p>
教育長	教育指導課で、ぜひ進めてほしい。
教育長	議案第15号「第四次守谷市子ども読書活動推進計画の策定について」採決する。
採決結果	全員賛成可決
4 報告事項	
教育長	報告第1号「令和4年守谷市議会3月定例月議会について（教育委員会所管分）」報告を求める。
教育部長	<p>令和4年守谷市議会3月定例月議会の教育委員会所管分の議案について御報告いたします。</p> <p>今回の定例月議会に提出しました教育委員会所管の議案は3件で、議案第18号「守谷市特別職の職員の給与、報酬、議員報酬、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」、議案第19号「令和3年度守谷市一般会計補正予算（第11号）について」、そして、議案第25号「令和4年度守谷市一</p>

	<p>般会計予算について」ですが、結果としては、3月16日、3議案とも原案のとおり可決をいただきました。</p> <p>議案第18号につきましては、スポーツ推進員の報酬を月額から日額にするもので、採決結果は全員賛成で可決いただいています。</p> <p>議案第19号の補正予算の内容については、議案提出時に皆様から御承認いただいたとおりです。こちらについても、全員賛成で可決いただいています。</p> <p>最後に、議案第25号の令和4年度守谷市一般会計予算については、議案自体が予算書となりますので、資料は省略していますが、賛成多数で可決いただいています。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、3月定例月議会の一般質問は中止となりましたので、併せて御報告いたします。</p>
質疑等	なし
教育長	<p>次回の定例会の日程</p> <ul style="list-style-type: none">・日時 令和4年4月26日（火）午後1時30分～・場所 全員協議会室 <p>午後2時25分 閉会を宣言</p>

会議録署名人

河 原 健